

地域計画

策定年月日	令和7年3月19日
更新年月日	令和8年3月4日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	木更津市 12206
地域名 (地域内農業集落名)	江川地区 (江川集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	5.76 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	0.76 ha
② 田の面積	5.14 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.62 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	- ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.67 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	- ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	- ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

令和6年6月頃、地区内の農地所有者78名に対しアンケートを実施し、56名の方から回答いただいた。アンケートの結果などから、地域農業の現状・課題として以下のようなものが挙げられる。

・地区内の農地所有者は70代以上の割合が約4割、60代の割合が約3割と全体の7割が60代以上と高齢化が進んでいる。

・地区内の農家は4名であり、水稻、露地野菜、花き(植木・花)などが栽培されている。

・地区内で比較的大きな規模で耕作している方は、地域内の認定農業者1名、地区外からの入り作農家(認定農業者)1名の2名である。

・4名の農家のうち、当面農業を続けていく意向を示しているのは2名、離農の意向を示しているのは1名、未回答1名である。また、回答者56名のうち、後継者がいないと答えた方は48名であり、今後更なる耕作放棄地の拡大が懸念される。

・宅地化が進んでおり、宅地と農地が混在している。これにより農地が分散し、農業の大規模化・効率化を行うことが難しい状況であるが、一部、農振農用地も存在し、担い手に農地を集積できれば大規模化・効率化の可能な農地も存在する。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

・水稻から収益性の高い作物へ転換するため、田を畑地化するなどの整備も検討していく。

・新規就農者や企業参入への農地貸付に、「可能」又は「条件によっては可能」と回答した方が3割程度おり、地域外も含め、多様な人材を確保する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農振農用地及び耕作がされている農地を中心に集約・集積を図る。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	93.34	%	将来の目標とする集積率 93.34 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地を大規模化・効率化させる。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
今後も宅地化は進んでいくものと思われるが、農振農用地や現在耕作されている農地を中心に集約・集積を図り、農地の大規模化・効率化を促進する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を活用し、目標地図に位置付ける者への集約を図っていく。
(3)基盤整備事業への取組
アンケートでは基盤整備が必要と答えた方はごくわずかだが、高収益作物へ転換するために田を畑地化するという、小規模な整備は検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域の農地を担う法人・サービス事業者を求める声が多くあり、県・市、農業委員会や農協などの関係機関と連携を図ることで、地域内外から多様な経営体の確保に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
農業支援サービスを行う事業者の情報を地域内で共有し、農業者が適切なサービスを活用できるようにすることで、遊休農地の解消・防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組内容】

④高収益作物に転換するために畑地化を推進する。
 ⑦耕作放棄地を解消してくれる担い手の確保に努めるとともに、耕作に適さない農地の保全・管理が行える仕組みづくりや、事業者の情報収集に取り組む。
 ⑩地域計画から除外したい農地の取扱いについて、協議の場で協議を行った結果、原則として地権者と耕作者の間で話し合い、お互いが合意すれば当該農地を地域計画から除外することができることとし、農振農用地の地域計画からの除外については今後協議していくこととなった。なお、事後報告の回覧をする等周知を図ることとする。細かい運用方法については、市農政局、農業委員会と調整の上決定し、周知する。
 ⑩農地の追加及び除外をする等の際、地権者と耕作者間で協議し、お互いに合意したうえで決定をする。なお、決定事項は、回覧等で事後報告をすることとする。

